

議案第181号

さいたま市防災会議条例及びさいたま市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市防災会議条例及びさいたま市災害対策本部条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年11月28日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市防災会議条例及びさいたま市災害対策本部条例の一部を改正する条例

(さいたま市防災会議条例の一部改正)

第1条 さいたま市防災会議条例(平成13年さいたま市条例第202号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (所掌事務) 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 [略] <u>市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u> <u>前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u> — 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 | (所掌事務) 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 [略] <u>市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u> — 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 |
| (会長及び委員) 第3条 [略] 2~4 [略] 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 ~ [略] 自主防災組織を構成する者又は学識経験のあ | (会長及び委員) 第3条 [略] 2~4 [略] 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 ~ [略] |

| | |
|---|--|
| <p>る者のうちから市長が任命する者</p> <p>— [略]</p> <p>6 前項第8号から第11号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>7 第5項第8号から第11号までの委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> | <p>— [略]</p> <p>6 前項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>7 第5項第8号の委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> |
|---|--|

(さいたま市災害対策本部条例の一部改正)

第2条 さいたま市災害対策本部条例(平成13年さいたま市条例第203号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、さいたま市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、さいたま市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条による改正前のさいたま市防災会議条例第3条第5項第9号及び第10号の規定によるさいたま市防災会議の委員である者の任期は、第1条による改正後のさいたま市防災会議条例第3条第6項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。